

No.	質問	回答
1	どういう結婚式が対象となるのか。	結納・結婚式・結婚披露宴・フォトウェディングを対象とします。また、結婚記念日としての式典は銀婚式（25年）、金婚式（30年）のみ対象とし、その他の結婚記念日等は対象外とします。また、単なる友人・家族との会食なども対象となりません。
2	結婚式後の二次会も対象になるのか。	対象となりません。 基本的には結婚式等に対する費用の補助を想定しているため、二次会の費用は経費として計上できません。
3	飲食店を利用して結納を行うが対象になるのか。	申請対象になります。 ただし、結納に限らず、飲食店等で行う結婚式の開催に関しても単なる友人・家族との会食と区別するため、飲食代に加え、花代・衣装代・記念撮影料等、いわゆるウェディング産業への支出を伴うことが必要です（したがって、飲食代のみでは不可となります。）。また、申請の際はこれらを踏まえ、一般的に結納・結婚式を行ったと判断できる写真や資料のご提出も合わせてお願いします。
4	補助額は？	結納・結婚式・結婚披露宴・銀婚式・金婚式を実施した場合は経費の1/2以内、上限20万円となります。 フォトウェディングのみ実施の場合は経費の1/2以内、上限は5万円となります。
5	どういう経費が対象になるのか？	結婚式等に直接かかる費用であって、経費の内訳が領収明細などで明確に証明できるものに限り（例：会場使用料、食事代、衣装代、音響・照明使用料、花代など。）。 バスタクシーなどの移動費用、友人等への謝礼、結納金など直接ウェディング関連産業に支払われる費用以外の経費は対象外となります。
6	市外に居住しているが申請できるか。	申請時点で市内住民であれば申請可能です。
7	結婚式と結納を別日に実施するが、それぞれで申請できるのか。	上限額（20万円）の範囲内であれば申請できます。 例えば、初めに結納で7万円補助を受けた場合であれば、限度額との差額13万円の範囲内で再度申請することが可能です。
8	結婚式又は結納（上限20万円）とフォトウェディング（上限5万円）を別々に実施する場合、それぞれの上限額で合計25万円まで申請可能なのか。	上限額は最大でも200,000円ですので、それぞれの上限額を足し合わせることはできません。申請の際には経費の明細でそれぞれの費用がわかるようにお願いします。 例① 結納費用150,000円、フォトウェディング120,000円の場合 ・結納の補助（費用の1/2、上限20万円）→ 75,000円 ・フォトウェディング補助（費用の1/2、上限5万円）→ 50,000円 となるため、補助合計額は125,000円となります。 例② 結納費用320,000円、フォトウェディング120,000円の場合 ・結納の補助（費用の1/2、上限20万円）→ 160,000円 ・フォトウェディング補助（費用の1/2、上限5万円）→ 50,000円 となり、合計は210,000円となりますが、 <u>交付上限額は200,000円</u> ですので、補助額は200,000円となります。

No.	質問	回答
9	市内の会場であればどこでもいいのか。	那覇市内のホテル又は式場及び飲食店等であれば対象となります。 ただし、新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン等を順守の上で行われる結婚式等に限りまので、感染症対策について会場側ときちんと協議の上実施してください。
10	結婚式は令和5年2月28日に実施するが、支払・領収が3月になる場合申請できるか。	申請できません。 本補助金の申請に当たっては、令和5年2月28日までに結婚式等を実施し、会場等への支払いも完了していることが要件となります。
11	申請からどれぐらいで補助金が交付されるのか。	申請を受け付けて概ね1か月程度での交付を想定しております。 申請書類に不備などがあると確認・補正に時間がかかりますので、申請要領等を熟読の上で申請ください。
12	仮申請の方法はどのようにすればいいか。	那覇市商工農水課産業政策Gあてにお電話、メール、窓口等で申請を受け付けております。その際、氏名・会場名・実施予定日・予算額・結婚式の概要をお伝えください。 なお、会場への予約等を行ったうえで仮申請をお願いします。
13	本申請はメールでも受付できるのか。	申請は紙書類（押印要）でのみ受付いたします。提出方法は直接事務局にご持参いただくか、郵送でお願いします。 郵送の場合はレターパックなど配達記録が残る方法でお願いいたします。
14	振込先口座は申請者の配偶者でもいいのか。	補助金の振込先口座は申請者本人の口座でお願いします。
15	事実婚も対象となるか。	対象となります。 事実婚や同性パートナー等、法律上の婚姻関係にないカップルも対象としております。
16	感染対策を実施したことがわかる資料とは具体的にどういうものか。	来場者等へのマスク着用やそれらを促す掲示物、アルコールの設置、受付や食事テーブルのパーティション使用など、感染拡大防止の措置を行っている様子がわかる写真等を想定しています。ご家族・ご友人が撮影したスナップ写真等で構いませんので、ご提出をお願いします。
17	市内のウェディングプランナーを通して市外の会場で結婚式等を実施した場合は対象となるのか。	一部対象となります。 ただし、市内事業者への支払い相当額のみが対象経費となるため、計費明細などでそれが確認できるものに限りま。 また、上記以外の場合であっても市内の事業者に支払われたことが計費明細で明確にわかる場合はその経費は対象となり得ます。
18	市内の会場で結婚式を行うが、市外のウェディングプランナーを利用し、支払いも全て市外のウェディングプランナーの場合は対象となるのか。	一部対象となります。 ただし、No.17と同様に、計費明細で市内事業者への支払い相当額が確認できるものに限りま。
19	ソロウェディングは対象となるのか。	対象となりません。 本事業では市内ウェディング産業の支援に繋がること及びカップルの新生活の一助になることを目的としているため、ソロウェディングは補助対象外となります。